

# がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請の手引き

(12月11日版)

新型コロナウイルス感染症による影響が広がるなか、売上減少に直面しながらも、引き続き、事業活動を行う事業者で、飲食店（店内での飲食提供を行っているもの）もしくは、ホテル・旅館等の施設を有している、または、主にこれら飲食店に酒類を販売する事業者が、今後事業を継続するための取組みについて支援するため、支援金を交付します。また、今後の事業継続に資するよう、事業者の申出により、感染防止の取組みを広く周知します。

## 【対象者の要件】

営業に必要な許可を受け、令和2年12月14日（月）時点で、町内で営業を行っており、今後も事業継続の意思がある次のいずれかに該当する中小法人等・個人事業者です。

|   | 要件  | 交付額             |
|---|---|-----------------|
| ① | 主として、店内で食事提供を行う飲食店・喫茶店（飲食店等）を営んでいる                              | 1事業者あたり<br>10万円 |
| ② | 主として、旅館・ホテル等の宿泊施設を営んでいる   |                 |
| ③ | 主として、店内で食事提供を行う飲食店等（①）または、旅館・ホテル等（②）に対し、町内に本支店等拠点を設け、酒類販売を行っている |                 |

また、次のいずれにも該当していることが必要です。

- ・令和2年のいずれかの月において、対前年同月比で売上が減少していること
- ・新型コロナウイルス感染症拡大のための取組を行っている、または取組を予定していること

【申請書類チェックリスト】（申請受付要項「4申請に必要な書類」をご確認ください）

（チェックボックス）に☑を記入するなどして利用ください。

### ●申請者共通

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | (1) がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請書<br>(別記様式第1号第1葉)※ |
| <input type="checkbox"/> | (2) 誓約書(別記様式第2号)※                           |
| <input type="checkbox"/> | (3) 営業の実態が分かるもの (添付が省略できる場合があります)           |
| <input type="checkbox"/> | (4) 通帳の写し (添付が省略できる場合があります)                 |

### ●個人事業者

|                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | (5) 本人確認書類の写し (添付が省略できる場合があります) |
|--------------------------|---------------------------------|

- ①主として、店内で食事提供を行う飲食店・喫茶店（飲食店等）を営んでいる事業者
- ②主として、旅館・ホテル等の宿泊施設を営んでいる事業者

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | (6) がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請書<br>(別記様式第1号第2-1葉及び同第3葉) ※ |
|--------------------------|--|

- ③主として、店内で食事提供を行う飲食店等または、旅館・ホテル等に対し、町内に本支店等拠点を設け、酒類販売を行っている事業者

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | (6) がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請書<br>(別記様式第1号第2-2葉) ※ |
|--------------------------|--|

※(1)、(2)及び(6)は、ペンまたはボールペンで記入してください(「消えるボールペン」は使用しないでください)。

**【郵送先】**

〒046-8546 (住所不要)

余市町商工観光課 がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金担当

申請期限：令和3年(2021年)1月29日(金)(1月29日(金)消印有効)

**【お問合せ窓口】**

余市町朝日町26番地 余市町庁舎2階

余市町経済部商工観光課

電話：0135-21-2125(直通) FAX：0135-21-2144

(受付時間：電話及び電話) 8:45~17:15(平日)

(12月31日(木)~1月5日(火)は閉庁します)

# 「がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金」申請受付要項

## 1 趣旨

新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、町では、これまで緊急事態措置による休業等や感染リスクを低減する自主的な取組の実施をお願いするとともに、店内飲食等による飛まつ感染防止対策を促進するための受入体制整備や新業態スタートのための初期費用など支援を行っておりますが、全国・全道では、再び感染拡大傾向が見られるなど、厳しい事業環境にあります。

この度、売上減少に直面しながらも、引き続き、事業活動を行う事業者で、飲食店（店内での飲食提供を行っているもの）もしくは、ホテル・旅館等の施設を有している、または、主にこれら飲食店に酒類を販売する事業者の感染防止の取組みに資するよう、支援金を交付するとともに、今後の事業継続に資するよう、事業者の申出により、感染防止の取組みを広く周知します。

## 2 対象施設・交付額等

- (1) 令和2年12月14日（月）時点で対象施設に関し、営業に必要な許可を受け、町内で営業を行っている次の①または②のいずれかに該当する店舗（施設）を運営する中小法人又は個人事業者が今後も事業継続の意思があるものが対象となります。
  - ① 主として、店内で食事提供を行う飲食店、喫茶店等を営むもの
  - ② 主として、旅館・ホテル等を営むものまた、
  - ③ 主として店内で食事提供を行う飲食店等（上記①）または、旅館・ホテル等（同②）に対し、町内に本支店等拠点を設け、酒類販売を行っているもの
- (2) (1) に掲げる事業者について、事業者全体として、令和2年のいずれかの月の売上高が前年（平成31年・令和元年）比で減少していることが条件です。
- (3) 次のいずれにも該当する施設を運営する場合は、対象とすることができます。
  - ・専ら従業員など特定の者に対する営業でないこと
  - ・主たる施設内、または当該施設の近隣に設置され、専ら、主たる施設の利便に資することを目的とし、独立して営業を行うことを予定しているものではないこと
- (4) 町内に対象施設があれば、町外に本社がある法人または個人事業者であっても交付対象となります。
- (5) 次のいずれかに該当する店舗（施設）は対象となりません。
  - ・テイクアウト、またはデリバリーのみを行っているもの
  - ・従前、夏季営業を行うことを常としているなど、令和2年12月14日を営業期間として含まないもの

- ・令和2年12月14日時点で業務を廃止しているもの（廃業等に係る届出の有無は問わない）
  - ・今後、事業継続の見通しが無いもの
  - ・従来店内飲食を行っていない店舗（施設）について、12月15日（火）以降、新たに店内飲食を行うもの
- (6) 申請日時点で「営業を行っていること」が必要ですが、夏季などの季節営業を除き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に休業を余儀なくされている場合で、感染の収束等の状況により営業再開の見通しがある店舗（施設）については、がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金の交付対象店舗（施設）にすることができます。
- (7) 町の「感染防止対策支援助成金」「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金」「冬の感染予防対策補助金」「余市町家賃等軽減助成金」を申請している、または申請行おうとする事業者でも、がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金を申請できます。

### 3 感染拡大防止の取組期間・内容

- (1) 感染拡大防止の取組期間
- 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組みを行っている、または、令和2年12月中、遅くとも令和3年1月29日（金）までに取組を開始し、最短でも、令和3年3月31日までの間、取組みを継続してください。
- (2) 感染拡大防止の取組内容
- ・(1)に掲げる期間において、道において定める「北海道スタイル」  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/setsuritsusoukai/tennkainitsuite.pdf>.) やそれぞれの業界団体等が策定する感染拡大防止のための「ガイドライン」に基づく、取組を行うことが必要です。一例ですが、具体的には、次のような取組をいいます。

#### <例>

- ・3つの密（密閉・密集・密接）の防止（換気や行列間隔の工夫など）
  - ・飛まつ感染、接触感染の防止（従業員のマスク着用など）
  - ・発熱者等の施設への入場防止（従業員・来訪者の検温及び体調確認など）
- ・すでに行っている取組みに加え、「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金」「冬の感染予防対策補助金」など町の補助を活用するなど、必要に応じ新たな取組を行うことも検討ください。
  - ・申請にあたっては、感染拡大防止のための取組について、日頃行っている取組の状況（現状）と今後の取組について、店舗ごとに記載してください。現状で取組が進んでいない場合でも、今後の取組は、必ず記載してください。
  - ・町では、今後の店舗（施設）の利用促進を図るため、ホームページ（HP）により各店舗

(施設)における事業者の取組状況の発信を予定しています。支援金の交付可否の判断には用いませんが、町 HP による取組状況の発信を希望される事業者は、PR となるように取組内容を記載してください(公序良俗に反しない限り、記載内容は、そのまま使用させていただきます)。

#### 4 申請に必要な書類

##### (1) がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請書(別記様式第1号)

- 本年度、余市町が申請を受け付けた助成(補助)事業で、同一の書類を提出している場合は、添付を省略できます。添付を省略する場合は、第1葉(よう)の「添付書類」欄の該当欄に、町が参照すべき補助(助成)金の名称を記入してください。営業の実態がわかるもの(営業許可証)は、有効期間内にあること、また、通帳の写しは、同一口座に限り省略ができます。

| 町の補助(助成)制度               | 町が参照することができる帳票  |
|--------------------------|---|
| ア 余市町感染防止対策支援助成金         |   |
| 要件A~C<br>(道の支給決定を受けるもの)  | 基本的にはありません。ただし、町の求めに応じ、個別に提出しているものは対象となりますので、申請者による事前確認をお願いします                        |
| 要件D~F<br>(町独自の要請によるものなど) | ③営業の実態が分かるもの(営業許可証は、有効期間にあるもの)<br>④通帳の写し(同一口座であるもの)<br>⑤本人確認書類の写し(有効期間内にあり、住所変更がないもの) |
| イ 新型コロナウイルス感染防止対策支援助成金   | ④通帳の写し(同一口座であるもの)   |
| ウ 冬の感染予防対策補助金            | ④通帳の写し(同一口座であるもの)   |
| エ 余市町家賃等軽減助成金            | ④通帳の写し(同一口座であるもの)   |

- 対象となる店舗ごとに、取組内容を記入してください。取組内容のうち、売上(需要拡大)については、紹介の対象としませんが、感染拡大防止のうち、今後の取組みについては、事業者の選択により紹介の対象となります。
- 町 HP での取組内容の紹介を希望する事業者は、該当する項目に✓を記入してください。

(参考) 町による HP での公表イメージ

<主として店内で食事提供を行う飲食店等>

| 店舗名  | 所在地     | 電話番号    | 感染拡大防止の取組状況   |
|------|---------|---------|---|
| 余市食堂 | 朝日町26番地 | 21-2125 | 当店は、「新北海道スタイル」を実践しており、これまで実施している非接触体温計による入店時の検温を継続するとともに、乾燥により感染リスクが増大していることから、12月18日までに新たに加湿器を導入することで、来店者が安全・安心に食事を楽しんでいただく空間づくりに努めています。 |
| ...  | ...     | ...     | ...   |

<主として店内で食事提供を行う飲食店等または、旅館・ホテル等に対する酒類販売を行う事業者>

| 事業者名           | 所在地     | 電話番号    | 感染拡大防止の取組状況   |
|----------------|---------|---------|---|
| 株式会社<br>余市酒類販売 | 朝日町26番地 | 21-2125 | 当店は、「新北海道スタイル」を実践し、従業員の体調管理には万全を図っています。個人の方からのご要望にもきめ細やかに対応しておりますので、ご利用をお待ちしています。 |
| ...            | ...     | ...     | ...   |

(2) 誓約書(別記様式第2号)

申請書類に虚偽がないことを誓約いただきます。項目(□)ごとに✓を記入してください。また、町HPでの取組内容の紹介を希望する事業者は、該当する項目に✓を記入してください。

(3) 営業の実態が分かるもの

継続して営業していることを確認できるものが必要です。対象店舗(施設)の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(食品衛生法に基づく飲食店営業許可など、酒税法に基づく酒類販売業許可など)の写し

(4) 通帳の写し

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のすべてが分かるページの写し(複数ページでもかまいませんが、入出金記録は不要です)

(5) 本人確認書類の写し

個人事業者のみ、申請者本人の身分証明証（運転免許証、パスポートまたは健康保険証など）の写し

※上記以外にも、申請書提出の後、必要に応じ追加の書類提出を求められることがあります。

## 5 受付方法及び受付期間

(1) 郵送申請

- ・受付期間：令和2年（2020年）12月14日（月）から令和3年（2021年）1月29日（金）まで（1月29日（金）消印有効）
- ・方法：できるだけ簡易書留、一般書留、レターパックプラスなど送付物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認ができる方法をお選びいただき、送料は申請者で負担ください。また、差出人の住所及び氏名は必ずご記入ください。
- ・あて先：  
〒046-8546（住所不要）  
余市町経済部商工観光課 がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金担当

<留意いただきたい事項>

- ・申請書の返却はいたしません。
- ・申請書の控えは、送付いたしません。必要に応じ申請者で写しを保管ください。
- ・感染症拡大を防ぐため、できるだけ郵送による提出にご協力ください。

## 6 交付の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは支援金を交付します。支援金は、申請書及び添付書類が整ったものより、12月下旬以降、順次交付する予定です。交付の時期に関し、個別のお問合せには、応じかねますので、留意ください。
- (2) 申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、交付に関する通知を送付します。
- (3) 審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を送付します。

※審査の中で、不明点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがありますので、申請書（別記様式第1号）には、日中連絡が付きやすい電話番号を記入ください。

## 7 その他

- (1) 本支援金の交付決定後、事業者申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、事業者支援金の返還を求めるとともに、事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗（施設）の感染拡大防止の取組に係る実施状況、一時的に休業している場合は、対象店舗（施設）の運営等の再開の状況に関する確認、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 事業者が次のいずれかに該当する場合は、支援金の交付対象ではありません。
  - ① 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
  - ② 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
  - ④ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書に記載された情報を、公的機関（税務当局・道・警察・保健所等）に提供する場合があります。



(別記様式第1号) がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金申請書

① 飲食・喫茶店(店内飲食)等・②旅館・ホテル等

—申請書記載例

① 飲食・喫茶店(店内飲食)等・②旅館・ホテル等

③料飲店等向け酒類販売事業者

—申請書記載例

③料飲等向け酒類販売事業者

(別記様式第2号) 誓約書

—誓約書記載例